

区立保育園の運営を民間事業者に
引き継ぐためのガイドライン
(改定案)

令和 年 月
杉 並 区

～はじめに～

- 区は、平成16年度に初めて区立保育園を民営化（高井戸保育園を指定管理者による公設民営化）して以降、「杉並区行財政改革推進本部」（以下、「行革本部」という。）のもとに設置した「保育サービスのあり方検討部会」報告（平成17年度）に基づき、10園の民営化に取り組んできました。その後、平成29年度には、増加する保育関連経費の更なる抑制等を図るため、行革本部のもとに改めて「保育のあり方検討部会」を設置し、新たに令和2年度から6年度までの5年間で6園を民営化するとともに、指定管理者制度を導入している7園を私立保育園に転換する方針を定め、同方針に基づく取組を進めています（※1）。
- こうした区立保育園の民営化を進めるに当たり、区はそれまで行ってきた民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定、選定後の引継ぎ及び民営化後の支援という一連の区の取組を「区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン」（平成29年3月）にまとめ、活用してきたところです。そうした経過の中で、民営化する園の保護者をはじめ、関係者の方々から、区立保育園の民営化をより一層円滑かつ適切に進めるためには、ガイドラインを見直し、内容の充実を図るべきとのご意見をいただけてきました。
- このたび、それらのご意見を踏まえ、「区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン改定検討懇談会」のご意見を4回にわたり聴取しつつ、ガイドラインを改定しました（※2）。今後区は、改定後の本ガイドラインに基づく取組を丁寧を実施することを通して、保護者の理解と協力を得ながら、区立保育園が培ってきた保育を継承・発展することができるよう、区立保育園の民営化に取り組んでまいります。

※1：民営化の必要性や民営化の取組経過等について、「[本ガイドライン：15～19ページ『巻末資料』](#)」に掲載しています。また、平成17年度の「保育サービスのあり方検討部会報告」・平成29年度の「保育のあり方検討部会報告」は、「[杉並区公式ホームページ：『区政情報＞子育て＞保育＞保育のあり方検討部会報告書』](#)」に掲載しています。

※2：「区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン改定検討懇談会」の資料は、「[杉並区公式ホームページ：『区政情報＞会議録・答申・報告書＞子ども家庭部＞区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン』改定検討懇談会](#)」に掲載しています。

目次

1	ガイドラインの目的等	1
2	民営化に当たっての基本姿勢	1
3	基本的なスケジュール	2
4	運営事業者の公募・選定	3
	（1）運営事業者の公募・選定の概要	3
	（2）選定委員会の審査・選定スケジュール	3
	（3）事業者の参加資格	4
	（4）その他の応募条件	5
	（5）審査手順	7
5	運営事業者への引継ぎ	9
	（1）引継ぎ方法の概要	9
	（2）本庁保育課による進行管理	11
	（3）保護者へのお知らせ・意見交換	11
6	民営化後の区の支援等	12
	（1）本庁保育課による巡回訪問・指導検査等	12
	（2）保護者の声を活かした園運営の改善	12
	（3）保育の質の維持・向上へ向けたその他の取組	13
7	その他	13
	【巻末資料】	14
	1 民営化の必要性	15
	2 民営化の取組経過	17
	3 民営化後の主な変更点	18
	4 民営化後の保育園の位置付け等	19

1 ガイドラインの目的等

- 本ガイドラインは、区立保育園を民営化するに当たり、保護者の不安や心配事を軽減・解消することに加え、子どもの最善の利益を考慮して、区立保育園が培ってきた保育を継承・発展することができるよう、より良い運営事業者の参入を促すとともに、選定した運営事業者に対する着実な引継ぎと民営化後の区の支援を通して、円滑な民営化への移行を図ることを目的としています。
- そのため、本ガイドラインは、民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定、選定後の引継ぎ及び民営化後の支援に至る一連の区取組に対する基本的な指針としてまとめています。

2 民営化に当たっての基本姿勢

- 区は、次の基本姿勢に立って、区立保育園の民営化に取り組んでいきます。

【民営化に当たっての基本姿勢】

- ① 区は、本ガイドラインに示した民営化の取組全般にわたり、民営化対象園の保護者に対して、適時適切な情報提供及び意見の聴取を行い、理解と協力を得ていきます。
- ② 区は、民営化後の運営事業者が、「杉並区立保育園保育実践方針」(※3)や対象園の保育目標・保育方針を尊重し、子どもの最善の利益を考慮して、区立保育園が培ってきた保育を継承・発展することができるよう、公募・選定を行うとともに、選定後の引継ぎを着実に実施します。
- ③ 区は、運営主体の変更によって子どもと保護者に不安や不利益を与えることなく、区立保育園の保育が継承・発展されるよう、民営化後も責任を持って継続した支援に取り組みます。

※3：「杉並区立保育園保育実践方針」は杉並の保育が特に大切にしていることをまとめたものです。[「杉並区公式ホームページ」](#)：『[区政情報](#)>[子育て](#)>[保育](#)>[区立保育園保育実践方針](#)』に掲載しています。

3 基本的なスケジュール

- 区が行う民営化の取組は、次のとおり大きく3区分により進めることとなります。
 - (1) 民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定まで
 - ・民営化の概ね2年半前までに、民営化対象園を保護者に周知します。
 - ・民営化の前々年度には、保護者を含む選定委員会を設置し、運営事業者を公募・選定します。
 - (2) 運営事業者の決定から民営化する前月まで
 - ・民営化の前年度の4月には、引継ぎ計画を保護者に説明して意見を聴取します。
 - ・当該年度の4月から引継ぎを開始し、保護者に説明の上、12月から翌年3月までの4か月間に合同保育を実施します。
 - (3) 民営化後
 - ・民営化した直後の2か月間は、区立保育園園長経験者による巡回訪問を重点的に行い、その後も概ね3か月に1回の巡回訪問により必要な指導・助言を実施するなど、区による継続的な支援に取り組みます。
- 具体的な取組は、以下のスケジュールを基本として進めていきます。

【基本的なスケジュール】

(1) 民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定まで		
時期	主な取組内容	本ガイドライン 該当ページ
民営化の概ね2年半前まで	民営化対象園の決定、公表 民営化対象園の保護者へ周知	3ページ～8ページ 「4 運営事業者の公募・選定」
民営化前々年度	4月 保護者説明会の実施 (民営化及び公募・選定の概要) ※4月以降も必要に応じて実施	
	5月～6月 選定委員会の設置	
	9月～10月 運営事業者募集	
	11月～12月 運営事業者選定	
1月 運営事業者決定		
(2) 運営事業者の決定から民営化する前月まで		
時期	主な取組内容	本ガイドライン 該当ページ
民営化前々年度	2月～3月 本庁保育課、対象園及び運営事業者 による引継ぎ計画作成	9ページ～11ページ 「5 運営事業者への引継ぎ」
民営化前年度	4月 保護者説明会の実施 (運営事業者の紹介、引継ぎ計画の説明)	
	4月～ 11月 引継ぎ計画に基づく引継ぎ開始 保護者説明会の実施 (合同保育の説明)	
	12月～3月 合同保育の実施	
(3) 民営化後		
時期	主な取組内容	本ガイドライン 該当ページ
民営化年度	4月 運営主体を事業者に移行	12ページ～13ページ 「6 民営化後の区の支援等」
	4月～ 10月 運営に対する巡回訪問、指導検査等 の実施	
	10月 民営化後アンケート実施	

4 運営事業者の公募・選定

- 区は、民営化後の運営事業者が、区立保育園の保育を継承・発展させるとともに、子どもと保護者に信頼される保育園運営を行うことができるよう、次の基本的な考え方により、運営事業者の公募・選定を進めていきます。

【運営事業者の公募・選定の基本的な考え方】

- ① 公募・選定に当たっては、主として、次の点を重視します。
 - ・区立保育園の保育を継承・発展させることが可能な実績等を有する事業者であるか。
 - ・民営化後の園を安定的に運営できる経営状況等の事業者であるか。
 - ・子どもや保護者からの信頼を得るとともに、地域と連携した園運営を図ることが可能な事業者であるか。
- ② 選定委員会の委員は、対象園の保護者のほか、保育の専門的な視点を有する学識経験者による構成とし、公正・公平な選定を実施します。
- ③ 公募・選定の過程では、適宜、その進捗状況を対象園の保護者との情報共有を図りながら進めます。

(1) 運営事業者の公募・選定の概要

- 「杉並区プロポーザル選定委員会条例(平成26年条例第4号)」(以下、「プロポーザル選定委員会条例」という。)に基づき選定委員会を設置します。
- 選定委員会の委員構成は、プロポーザル選定委員会条例に定める条件(委員は10人以内とし、半数以上を外部委員とする。)を踏まえ、対象園保護者2名、学識経験者3名、対象園の園長を含む区職員5名(区立保育園園長2名、区立保育園保育士1名、子ども家庭部管理職2名)の合計10名を基本とします。
- 運営事業者の公募に当たっては、公募への参加資格、民営化対象園の概要(定員数・主な行事等)、必要な条件(運営に関する条件・職員に関する条件・施設及び設備に関する条件等)を盛り込んだ公募要項を作成し、選定委員会において審議・決定します。
- 公募要項は、区公式ホームページに掲載するほか、区内で認可保育所を運営する事業者にも周知し、応募があった事業者に対して、選定委員会において審査(書類審査・現地視察・ヒアリング審査)を実施し、運営事業者を選定します。

(2) 選定委員会の審査・選定スケジュール

- 選定委員会の審査等は、次のスケジュールを基本に進めます。なお、公募状況や審議の進捗によって、開催回数や時期を変更する場合があります。
- 選定委員会の会議は、公平・公正な選定を行うため非公開で開催します。なお、会議記録も選定に与える影響を考慮し、運営事業者の決定及び公表までは、非公開とします。
- 選定委員会の進捗状況は、民営化対象園の全保護者等にお知らせや園だより等を通じて、適宜情報共有を行っていきます。

【選定委員会の進め方等】

	内容	備考
第1回	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱、会長等選出（委員の互選とし、記名式、挙手など互選方法は選定委員会で決めます） 委員会のスケジュール等確認 公募要項の審議 	会議時間は2時間程度を予定
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 公募要項及び審査基準の審議 	会議時間は2時間程度を予定
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 審査項目の審議 	会議時間は2時間程度を予定
第4回	<ul style="list-style-type: none"> 書類審査 ※事業者の財務状況の確認は、事前に実施する公認会計士の財務診断の結果を基に実施する。 	各委員が都合の良い時間に会場で審査
—	<ul style="list-style-type: none"> 第一次審査結果の確認（書類審査通過事業者の確認） 	事務局から各委員へ通知
第5回	<ul style="list-style-type: none"> 第二次審査（現地視察） ※第一次審査通過事業者が運営する保育園等を視察する。 ※平日に実施するため、各委員の都合に合わせ、複数回に分けて実施する場合がある。 	視察は各法人半日程度を予定
第6回	<ul style="list-style-type: none"> 第二次審査（ヒアリング） 運営事業者選定 	会議時間は3時間程度を予定

※保護者の希望に応じて、託児を実施します。

（3）事業者の参加資格

- 公募要項に盛り込む参加資格は、次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。

【公募要項に盛り込む参加資格】

- ① 基準日現在、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める認可保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（「幼稚園型」及び「地方裁量型」は除く）（以下、「認可保育所等」という。）を運営している法人で、法人として当該認可保育所等の運営実績が3年以上あること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ④ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧ 児童福祉法第46条第1項又は同法第59条第1項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。
- ⑨ 児童福祉法第46条第4項又は同法第59条第5項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと。
- ⑩ 運営する施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項に基づき確認を取り消されたこと又は確認の効力を停止されたことがないこと。
- ⑪ 提案事業者全体の財務内容について、直近3会計期間連続して損失を計上していないこと。
- ⑫ 提案事業者全体の財務内容について、直近2会計期間中いずれの期間も債務超過となっていないこと。

(4) その他の応募条件

- 事業者の参加資格のほか、公募要項に盛り込む条件は次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。

【運営に関する条件】

- ① 「杉並区立保育園保育実践方針」や対象園の保育目標・保育方針を尊重すること。
- ② これまで対象園が行ってきた日々の保育や行事等は、その実施目的等を十分に理解し、基本的に民営化後も継承すること。
- ③ 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつ保育の自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備すること。
- ④ 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を遵守し、保護者に対して利用に関する説明を行うこと。
- ⑤ 自園内での調理を実施すること。また、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。
- ⑥ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。

【職員に関する条件】

- ① 保育園には、施設長（園長）、保育士、調理員、事務員又は用務員、看護師又は保健師及び嘱託医を配置すること。
- ② 施設長（園長）は、専任とし、保育士資格取得後、10年以上の保育実務経験（児童福祉法に規定する認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園並びに東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所における保育経験をいう。以下同じ。）を有するものを配置すること。
- ③ 常勤保育士（※4）の配置は、以下の配置基準を満たすとともに、より質の高い保育を提供できる体制づくりに努めること。また、施設長（園長）を除く常勤保育士の半数以上は、保育士資格取得後、5年以上の保育実務経験を有することとし、配置に当たっては年齢及び保育実務経験のバランスを考慮すること。

区分	配置基準	備考
0歳児	児童3人に対して職員1人	
1歳児	児童5人に対して職員1人	都認可基準：児童6人に対して職員1人
2歳児	児童6人に対して職員1人	
3歳児	児童20人に対して職員1人	
4・5歳児	児童30人に対して職員1人	
その他	保育標準時間認定児童が利用する施設に職員1人	国の法令等の基準（以下、「国基準」という）（※5）により義務付けられている配置基準
	利用定員90人以下の施設に職員1人	

- ④ 国基準に基づき、非常勤保育士を1人配置すること。なお、利用定員91人以上で、0歳児保育を実施している園の場合は、常勤保育士に置き換えること。
- ⑤ 上記③④に定める保育士（常勤・非常勤）以外の配置については、対象園の現在の職員配置を考慮すること。

※4：「保育所設置認可等事務取扱要綱」に基づき、常勤保育士は1日6時間以上、月20日以上勤務する者とする。

※5：「『特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成31年4月25日付府子本第439号31文科初第5号子発0425第1号）』別紙2：Ⅱ基本部分1.基本分単価」に定められている、その他（「標準時間対応保育士」「休憩保育」）の配置基準参照。

- ⑥ 調理員は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを3人(0歳児定員が6人以上の施設については4人)配置すること。
- ⑦ 栄養士は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを配置すること。
- ⑧ 調理業務及び用務業務は、外部の事業者に委託できることとする。
- ⑨ 「杉並区障害児保育運営要綱」による「調整会議」で認定された児童を保育する場合は、障害児に対する配慮が必要な度合により、障害児保育の経験がある保育士を配置すること。
- ⑩ 現在、対象園に勤務している非常勤職員の継続雇用に配慮すること。

【施設及び設備に関する条件】(※6)

- ① 以下の法令等を遵守すること。
 - ・ 児童福祉法
 - ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
 - ・ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)及び同施行規則(平成24年東京都規則第47号)
 - ・ 保育所設置認可等事務取扱要綱
 - ・ その他関係法令等
- ② 自転車及びベビーカー等の置場を確保すること。
- ③ 各歳児の保育室は以下の区面積基準を満たすとともに、より質の高い保育を提供できる環境づくりに努めること。

区分	区面積基準	備考
0歳児室	児童1人当たり5.00㎡	都認可基準：3.30㎡
1歳児室	児童1人当たり3.30㎡	
2歳児以上	児童1人当たり1.98㎡	
障害児室	児童1人当たり5.00㎡	障害児室を設ける場合

- ④ 各部屋の面積は、有効内法面積(内法面積から、戸棚、手洗い場等、保育に利用できない面積を除外した面積をいう。)で計算すること。
- ⑤ 屋外遊戯場として必要な面積は、基本的に敷地内の地上部に設けること。
- ⑥ 屋外遊戯場から直接使用できる幼児用トイレ及び手洗いを設置すること。

【近隣住民への対応等に関する条件】(※7)

- ① 保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保護者への情報提供に努め、かつ、保護者の意見、要望を伺う機会を設けること。
- ② 近隣住民への配慮に、最大限努めること。
- ③ 施設の建設に際しては、「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に準拠し、敷地境界線から建築予定建築物の高さ2倍の範囲の近隣住民に対して、施設整備前に説明を行い、理解を得るよう努めること。
- ④ 近隣住民からの建物設計に関する意見・要望について、可能な限り尊重すること。
- ⑤ 区は、説明会等への出席や運営事業者への助言など、運営事業者とともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

※6：区有施設(現園舎等)を活用する場合(「区有建物活用型」)は①のみを条件とし、新たに施設を整備する場合(「区有地活用型」)は①～⑥を条件とする。

※7：区有施設(現園舎等)を使用する場合(「区有建物活用型」)は①・②を条件とし、新たに施設を整備する場合(「区有地活用型」)は①～⑤を条件とする。なお、「区有建物活用型」及び「区有地活用型」については、**本ガイドライン：19ページ『巻末資料：4 民営化後の保育園の位置付け等』**を参照。

【公募に当たり事業者提出を求めるとする主な書類】

- 企画提案書（提案内容は下記参照）
- 法人に関する書類（事業者の概要（事業者名や所在地など）、事業の沿革など）
- 保育所等の運営実績に関する書類（名称・規模・開設年月日・所在地など）
- 経営状況に関する書類（決算報告書、施設の収支計算書、事業者全体の収支予算書など）
- 職員に関する書類（就業規則、施設長予定者の履歴書、職員（常勤保育士）の退職率（※8）など）
- 保育所運営に関する書類（直近の決算に係る職員（常勤保育士）の人員費比率（※8）、おたより、運営日誌、第三者評価結果など）

<提案内容（企画提案書の主な内容）>

- ① 保育内容に関する提案（保育に関する理念や方針、保育計画や指導計画など）
- ② 給食に関する提案（食育、乳児期の給食、献立作成や食材の選定など）
- ③ 安全・衛生・健康管理に関する提案（危機管理、感染症の予防など）
- ④ 子育て支援等の対応に関する提案（保護者からの保育相談、地域の子育て支援など）
- ⑤ 保育園運営に関する提案（職員配置に関する考え方（施設長、施設長を補佐する職員、常勤・非常勤保育士、調理員、栄養士、看護師、事務員等）、法人本部のバックアップ体制、個人情報保護及び情報公開など）
- ⑥ その他（引継ぎについての考え方など）

（5）審査手順

- 選定委員会における審査は、あらかじめ選定委員会が審議・決定した審査基準（審査項目及び配点等）に基づいて実施します。
- 審査手順及び審査項目等は、以下を基本とします。

【審査手順】

①第一次審査〔書類審査〕

- 応募事業者から提出された書類について審査を行う。
- 各評価項目の各委員の点数の平均点（少数第2位を四捨五入）を第一次審査点とする。第一次審査の合計点が60%以上の事業者のうち、上位3事業者以内に第二次審査を実施する。

②第二次審査〔視察〕〔ヒアリング〕

- 第一次審査通過事業者に対して、現地視察及びヒアリングを行い審査する。
- 各評価項目の各委員の点数の平均点（少数第2位を四捨五入）を第二次審査点とする。

③事業者選定

- 第一次審査及び第二次審査の点数の和が全審査合計点の60%以上（選定基準）の事業者を選定事業者とする。
- 複数の事業者が選定基準を満たした場合は、点数の上位から順位をつけ、最上位の事業者を協議対象として選定する。
- 最上位の事業者との協議が不調となった場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。
- 選定結果は、次の項目を区公式ホームページに掲載し、公表する。（件名・選定事業者・選定経過・選定委員会の委員名・選定理由・審査結果・応募事業者名（応募事業者が2事業者の場合は、非選定事業者の審査結果が特定されないよう、選定事業者名のみ公表する。））

※8：退職率は法人全体、人員費比率は事業者が運営する1園（民営化対象園と同規模）とする。

【審査項目／評価項目等】

審査項目／評価項目		主な評価内容
書類審査	事業者の適格性	施設運営実績・財務状況は適切か。
	保育内容	保育に関する考え方や方針、理念は適切か。
	給食	給食に関する考え方や配慮は適切か。
	安全・衛生・健康管理	危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。
	子育て支援	地域における子育て支援の取組は適切か。
	保育園運営	職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。
現地視察		保育理念等が体現された保育が提供されているか。
ヒアリング		保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。

5 運営事業者への引継ぎ

- 区は、区立保育園における保育の実践内容や一人ひとりの子どもの育ちや個性を確実に引き継ぐため、運営事業者の職員が保育現場に入ることに伴う子どもへの影響に配慮しながら、次の基本的な考え方により、責任を持って、運営事業者への引継ぎを実施します。

【引継ぎの基本的な考え方】

- ① 引継ぎは、対象園において民営化する1年前から計画的に取り組むとともに、引継ぎに伴う子どもへの影響に配慮するため、段階的かつ丁寧に進めます。
- ② 対象園は、運営事業者の職員に対し、子ども一人ひとりの育ちや個性等への理解とともに、園における保育の実践内容や諸行事などの運営全般にわたり、必要な引継ぎを実施します。また、本庁保育課は、各月における引継ぎの実施状況を定期的に確認し、対象園や運営事業者に対する必要な支援・助言等を行います。
- ③ こうした引継ぎの状況は、園だより・クラスだより等を通して、対象園の保護者と情報共有するとともに、その過程で寄せられた意見等の反映を図りながら、その後の引継ぎを適切に進めます。

(1) 引継ぎ方法の概要

① 引継ぎ計画の策定

- 本庁保育課、対象園及び運営事業者は、保育の意図や保育士の関わり方等について、1年を通して「何を・誰が・いつ・どのように」引き継いでいくかを明確にし、共有するために引継ぎ計画を策定します。

② 引継ぎの概要の説明

- 本庁保育課は、保護者へ選定された運営事業者を紹介するとともに、策定した引継ぎ計画に基づきどのように引継ぎを実施していくかについて、説明会を開催し、お伝えします。保護者から寄せられたご意見・ご要望は、可能な限り引継ぎ計画に反映していきます。

③ 引継ぎの実施

- 4月から対象園で引継ぎを開始し、「園目標」や「杉並区立保育園保育実践方針」への理解を深めていきます。また、園運営、保育環境、保育への思いや大事にしている事など、園の全体像の把握を進め、日々の保育の「見学」から「観察」そして「参加」へと段階的に関わりを深めていきます。運営事業者と対象園の保育士等が各クラスに入る合同保育は、11月に保護者説明を行った上で、12月から開始します。配置する保育士等は、子どもの保育環境の変化に配慮しながら、園の状況に応じて、徐々に人数を増やしていきます。
- 引継ぎの概要（実施時期、主な引継ぎ内容等）は以下のとおりです。

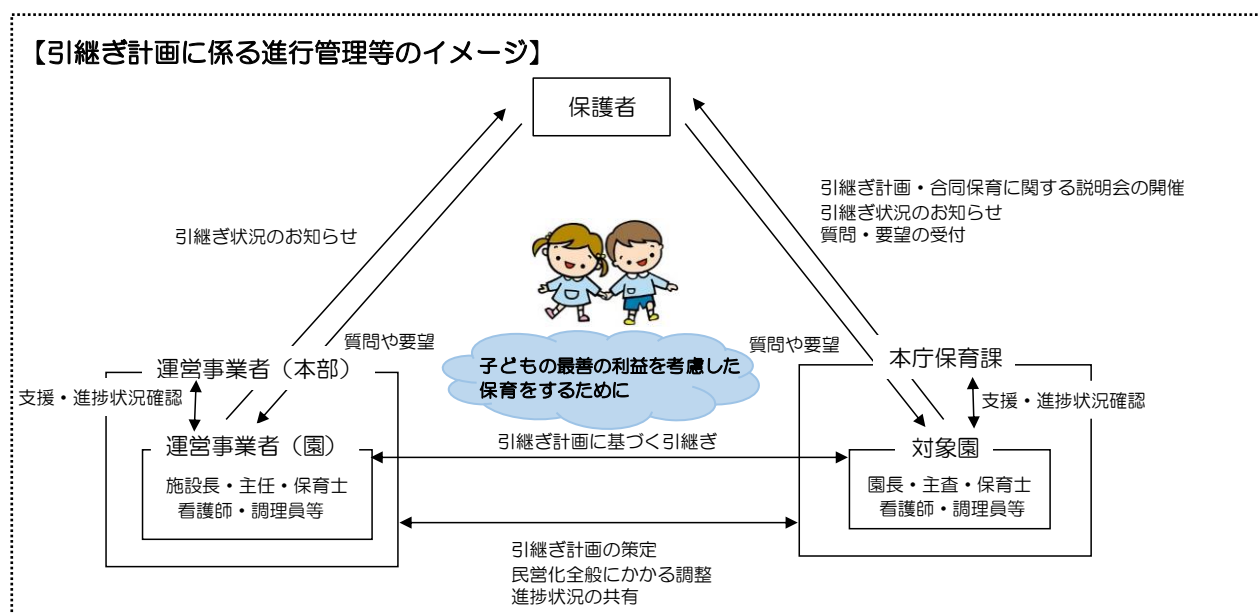
【引継ぎの概要（実施時期、主な引継ぎ内容等）】

民営化前々年度2～3月			
時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	主な行事
2・3月	本庁保育課 対象園 運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針の理解（杉並区の保育について） ・引継ぎ計画の策定 	
民営化前年度4～11月までの引継ぎ			
時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	主な行事
4月	施設長予定者 主任予定者	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針について ・引継ぎ計画について 	★保護者説明会 （区主催）
5・6月	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・月の行事保育観察について ・各健診について 	保護者会 春季健診
7～9月	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季保育について（前年度までの資料を参考に室内環境、夏季の体調把握等） ・伝承行事について 	七夕 夏祭り プール
10～11月	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・行事について（目的、取組内容、事前準備等） ・嘱託医について ・12月からの実務的な引継ぎ（合同保育）について 	運動会 園外保育 芋ほり ★保護者説明会 （区主催）

合同保育期間（保育実務の引継ぎ・4か月）			
時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	行事関係
12月	施設長予定者 主任予定者	【保育観察】 ・保育について（1日の流れ、散歩コース等） ・避難訓練について（避難経路、避難場所、不審者対応訓練等） 【事務引継ぎ（園運営に関する事）】 ・園運営について（保育園のしおり、各種マニュアル、関係機関との引継、危機管理対応、衛生管理等）	おたのしみ会
1月	施設長予定者 主任予定者 保育士	【各クラス保育観察】 ・子どもの姿やクラスの様子を観察 ・保育について（保育日誌、連絡帳、個別指導計画、指導計画等、障害児関係、各種マニュアル等） ・健康に関する事について（アレルギー、基礎疾患等） 【保育園運営】 ・新入園児受け入れについて（手順、書類、環境、新入園児健康診断、面接、嘱託医、個人情報の取り扱い等） ・環境整備について（園舎内外の清掃整備、ごみ、洗濯、片付け等） ・保護者会、個人面談について（目的、実施内容、保護者周知時期、欠席者へのフォロー等） ・地域環境、地域関係機関との連携について（近隣・関係機関・医療機関等）	新年こども会 保護者会
2月	施設長予定者 主任予定者 保育士	【各クラスの保育参加】 ・子どもへの理解を深めるとともに、保護者との関係を築く ・クラス打ち合わせ、会議への参加 ・各種配布物の確認 ・土曜保育、朝・夕・延長保育の参加（保育、保護者との連絡方法、緊急時の対応、危機管理、仕事分担等） ・地域交流について（園庭開放、保育園見学等） ・研修について（保育課実務研修への参加方法、園内研修の実施、記録、報告等）	節分 新入園児面接・健康診断
	看護師	【保健業務の引継ぎ】 ・保健業務について（園児の健康管理、嘱託医健診、各種健診、保健計画、保健だより、近隣医療機関等）	
	調理員	【調理業務の引継ぎ】 ・調理業務について（衛生管理、各種帳票、発注、手順、器具、食材の納入業者、行事食、離乳食、アレルギー対応等）	
3月	施設長予定者 主任予定者 保育士	【保育の引継ぎ（最終確認）】 ・保育、保育園運営、各種業務について（保育、調理、栄養、保健衛生、環境衛生等） ・新年度準備（在園児保護者への周知事項の確認等） ・職員間で連携し共に日々のクラス運営を行う	ひな祭り 卒園を祝う会（卒園式） 5歳児お別れ遠足 新入園児説明会
	看護師	【保健業務の引継ぎ（最終確認）】 ・園児の健康管理、保健衛生について	
	調理員	【調理業務の引継ぎ（最終確認）】 ・調理手順、調理室内の器具等の取扱について	

(2) 本庁保育課による進行管理

- 本庁保育課は、各月における引継ぎ計画の進捗状況を定期的に把握・確認するとともに、その状況に応じて、対象園や運営事業者に対する指導・助言を行います。



(3) 保護者へのお知らせ・意見交換

- 本庁保育課、対象園及び運営事業者は、引継ぎの状況について、園だより・クラスだより及び引継ぎだよりの配布や、引継ぎに入る保育士の写真の掲示などを通して、適宜保護者にお知らせします。
- 引継ぎ期間中は、ご意見箱や専用メール窓口等、保護者が気軽に意見を寄せられる仕組みを整えます。保護者から寄せられたご意見は、本庁保育課、対象園及び運営事業者間で共有するとともに、回答を保護者に随時フィードバックして、不安や心配事の軽減・解消を図っていきます。
- 必要に応じて、引継ぎ期間中に保護者と直接意見交換をする場を設けます。

6 民営化後の区の支援等

- 区は、民営化に伴う運営主体の変更によって子どもと保護者に不安や不利益を与えることなく、運営事業者において区立保育園の保育が継承・発展されるよう、次の基本的な考え方により、引き続き責任を持って、民営化後の継続した支援に取り組みます。

【民営化後の区の支援等の基本的な考え方】

- ① 民営化初年度は、4月・5月の2か月間で、区立保育園園長経験者による巡回訪問（※9）を重点的（2～3回）に行うほか、法律に基づく指導検査（※10）や保護者アンケート等に基づく指導・助言を行います。
- ② 民営化2年度目以降も、区の巡回訪問（年間概ね3～4回実施）や法律に基づく指導検査（原則として2年に1回実施）のほか、園が実施する東京都福祉サービス第三者評価を（民営化2年度目に受審し、以降は3年に1回以上の受審が基本）の受審等を通して、保育の質の維持・向上につなげます。
- ③ 民営化後の園運営に関する保護者の不安や心配事については、本庁保育課で随時相談に応じるとともに、必要に応じて運営事業者に対する指導・助言を行います。

（1）本庁保育課による巡回訪問・指導検査等

① 巡回訪問

- 区内保育施設に対して実施している区立保育園園長経験者が行う巡回訪問の仕組みを活用し、対象園の状況に応じて、民営化後の子どもの様子、保育士の子どもの関わり方等を確認します。巡回訪問では、必要に応じて具体的な保育方法のアドバイスを行うとともに、課内で情報を共有し、課題・問題の発見、解決につなげ、より安定した保育が提供されるよう支援します。
- 民営化スタート時の4月・5月には重点的（2～3回）に訪問し、以降は年間概ね3～4回の頻度で訪問します。

② 指導検査

- 本庁保育課職員が指導検査を実施し、職員の状況や会計管理等について現地確認及び書類検査を行うことにより、民営化後の園運営が適正に行われているか点検します。
- 民営化初年度に実施し、以降は2年に1回を原則として実施していきます。

（2）保護者の声を活かした園運営の改善

① 区による保護者アンケートの実施

- 区は、民営化後6か月目を目安に、保育内容を確認し、必要な改善点を探るため、次の内容を基本とし、保護者にアンケート調査を実施するとともに、運営事業者（施設長・主任・保育士等）にヒアリングを実施します。
- アンケート結果は区と運営事業者とで共有し、課題や改善方法について検討を行います。また、アンケート結果及び運営事業者の改善方針等は保護者にお知らせします。

【アンケートの基本的な内容】

- ① 日々の保育について：園での活動が子どもの心身の発達に役立つものとなっているか等を伺います。
〈質問項目の例〉保育内容・遊具や玩具・外遊びの機会・食事やおやつ・行事等
- ② 保育士について：保育士の対応が子どもの最善の利益を考慮したものとなっているか等を伺います。
〈質問項目の例〉施設内の整理や衛生管理・言葉遣いや態度・けがや体調不良時の対応等
- ③ 保護者への対応について：保護者との信頼関係の醸成や、説明責任が果たされているか等を伺います。
〈質問項目の例〉説明のわかりやすさ・相談できる信頼関係・要望や苦情への対応等
- ④ 民営化について：民営化が保護者や子どもへ不利益を与えることなく実施されたか等を伺います。
〈質問項目の例〉引継ぎの成果・子どもの様子・民営化して良かった点や改善が必要な点等

※9：「巡回訪問」：本庁保育課に配属された区立保育園園長経験者が区内保育施設を訪問し、園運営に関する豊富な経験に基づいて、直接施設長に助言・指導を行う。訪問時には、施設長又は主任が同行し、園内の各保育室や調理室、園庭等を見て回り、保育の様子を観察する。事前連絡をして訪問する方法と事前連絡をせずに訪問する方法がある。

※10：「指導検査」：子ども・子育て支援法第14条に基づく検査。保育内容（全体的な計画や指導計画の作成、給食の提供方法等）・施設運営（重要事項の説明、苦情への対応策等）・職員の状況（勤務表や賃金台帳の整備等）・災害対策（消防計画の作成、避難訓練の実施等）・会計管理等について点検を行う。運営基準に照らして不適正な点が認められた場合は、改善へ向けた指導を行う。

② 東京都福祉サービス第三者評価の受審

- 運営事業者において、民営化2年度目に東京都福祉サービス第三者評価（※11）を必ず受審するものとします。第三者評価では、専門の評価機関が事業者へのヒアリングや保護者へのアンケート等を通じて、園の運営状況の評価を行います。園はこうした外部からの評価を、園運営の改善に生かしていきます。
- 民営化2年度目の受審以降は、「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」に基づき、3年に1回以上受審するよう区から働きかけていきます。

③ 本庁保育課による相談受付

- 保護者アンケートや東京都福祉サービス第三者評価等で保護者からの意見をいただく以外にも、運営事業者の保育について、個別に疑問や不安な点がある場合は、本庁保育課で随時ご相談を受け付けます。

(3) 保育の質の維持・向上へ向けたその他の取組

① 私立・区立保育士に対する合同研修の実施

- 区は私立・区立保育士に対する合同研修を実施します。民営化園の保育士に対しても積極的な参加を促し、保育の専門性の向上の機会を提供します（年間30回程度実施）。専門知識の学びの機会他に「杉並区立保育園保育実践方針」等を活用し、区の方針を十分に理解していただき、日々の保育で実践されるよう支援していきます。

② 地域における保育施設間の連携促進

- 区は、令和2年4月から新たに7地域の区立保育園1園ずつを「中核園」（※12）として指定します。「中核園」が実施する取組は、民営化園も対象として、地域懇談会（※13）の開催や、安全対策に関する情報提供（※14）を行うなど、保育の質の向上を図っていきます。

【民営化後の区の支援等における基本的なスケジュール】

主な内容	民営化初年度				民営化2年度目以降
	4・5月	6～9月	10～12月	1～3月	
(1) 本庁保育課による相談・助言等					
①巡回訪問 <small>※園の状況を考慮し、実施時期・回数を決定</small>	民営化初年度の4・5月は2～3回訪問し、それ以降は年3～4回の頻度で実施				
②指導検査		民営化初年度に実施			2年に1回を原則として実施
(2) 保護者の声を活かした園運営の改善					
①区による保護者アンケートの実施	※区による保護者アンケート以外にも、園によるアンケートを随時実施				
②東京都福祉サービス第三者評価の実施					2年度目に受審し、以降は3年に1回以上受審
③本庁保育課による相談窓口	←				
(3) 保育の質の維持・向上へ向けたその他の取組					
①私立・区立保育士に対する合同研修の実施	←				
②地域の保育施設間での連携促進	←				

7 その他

- 本ガイドラインは、今後の民営化の進捗状況等に応じて、適宜見直しを行います。

※11：「東京都福祉サービス第三者評価」：第三者（東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機関のうち、保育園サービスの評価を実施することが可能である者）が実施する評価であり、結果を幅広く利用者や保育園に提供する。保育園におけるサービスの質の向上に向けた取組を促すことにより、利用者本位のサービスシステムの構築を行うことを目的とするもの。受審結果は都ホームページ上で公開される。

※12：「中核園」：7地域の標準生活圏域をベースに地域バランス等を考慮し、当面、令和2年4月に各地域の区立保育園1園ずつを「中核園」として指定する。その後の取組状況を踏まえ、今後の指定拡大を検討する。地域連携の取組における対象施設は、区内の認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、区保育室、区定期利用保育施設、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、グループ保育室、認証保育所、企業主導型保育事業、ベビーホテル。

※13：「地域懇談会」：各保育施設の施設長が参加し、各保育施設が抱える課題の共有や解決に向けた意見交換をする取組。これまで、本庁保育課が年2回開催してきたが、令和2年4月以降は、中核園がコーディネーター役となり各地域において開催（年4回予定）。

※14：「安全対策に対する情報提供」：中核園を中心とした情報連絡体制を整備し、中核園から地域の各保育施設に情報の伝達・共有を行う。区から発信する緊急性の高い情報は、地域における保育施設間の継走連絡により、迅速に各保育施設に知らせる取組。

【卷末資料】

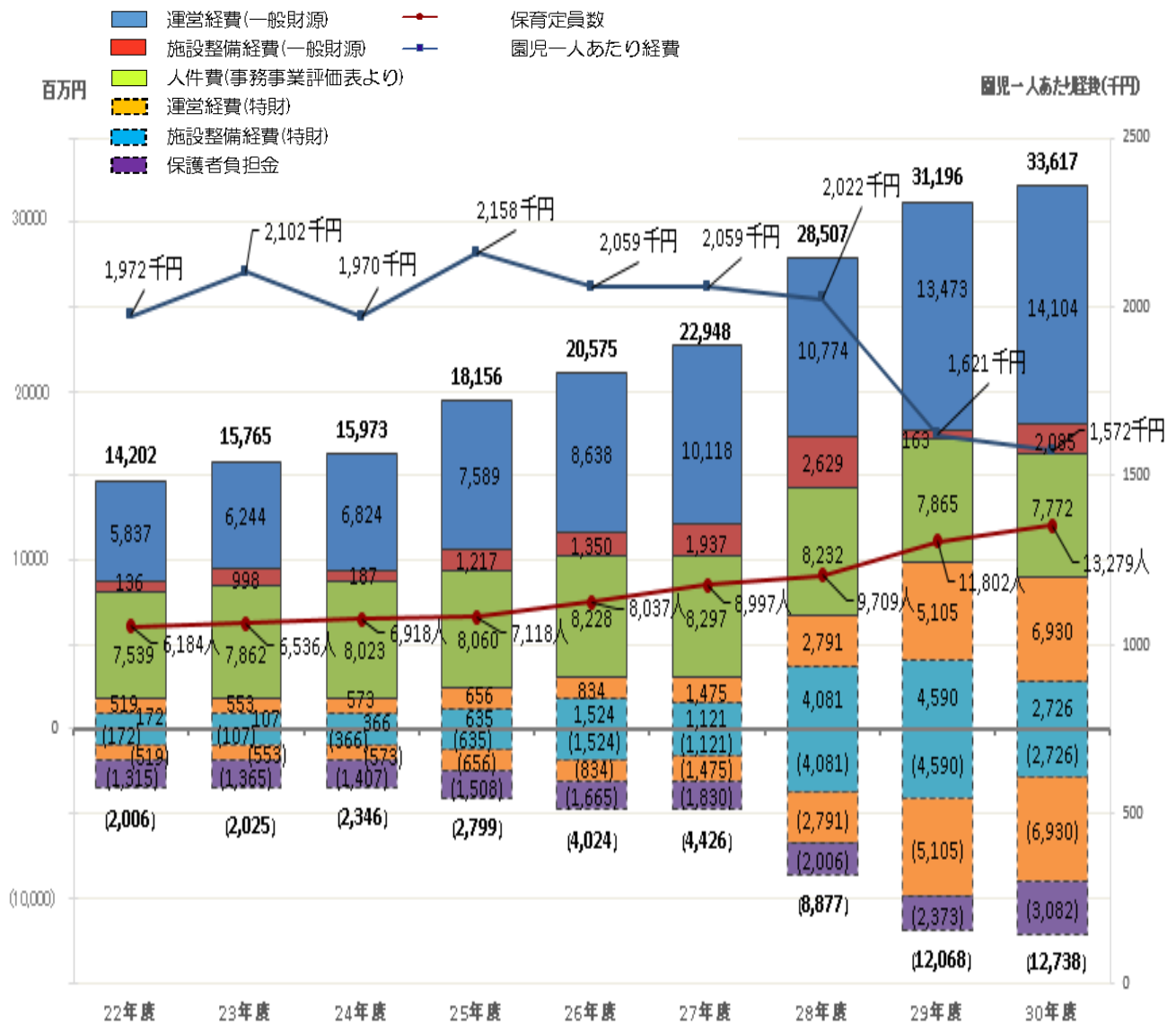
1 民営化の必要性

- 区は、保護者のニーズを踏まえて、認可保育所を核とした施設整備のほか、障害児保育など多様な保育の充実に継続的に取り組んでいます。こうした保育環境の整備に伴い、保育関連経費が急増している状況（《参考1》保育関連経費の推移参照）にあり、保育水準の維持・向上を図りつつ行政コストを縮減していく必要があります。
- このため、持続可能な財政運営の観点から、一定数の区立保育園を計画的に民営化し、民間事業者の特長を活かした効率的・効果的な施設の整備・運営を行う必要があります（※）。

※国や東京都による区立保育園の施設整備・運営経費に関する補助金等は、平成16年度から平成18年度にかけて廃止され、現在は、私立保育園に対してのみ補助金等があります。従って、区立保育園と私立保育園の園児一人当たりの経費を比較すると、私立保育園の方が区の負担額を抑えることができます（《参考2》民営化による区負担額の比較参照）。

《参考1》保育関連経費の推移

区の実質的な負担額（差引一般財源。歳出から歳入を減じた額）は、平成22年度の12,196百万円から平成30年度には20,879百万円と増えています。



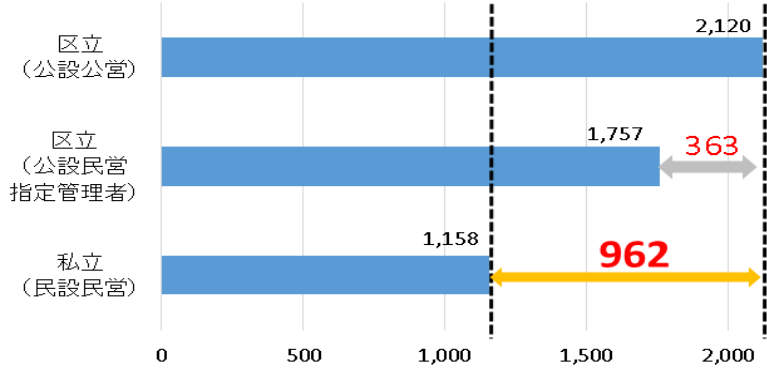
【グラフ・凡例の説明】

上に示したグラフは、平成22年度から平成30年度の保育関連経費の推移を表したものであり、0のラインより上部分は区の歳出、下部分は区の歳入を示しています。なお、運営経費(特財)・施設整備経費(特財)については区の歳出分が、国や都から補助金として区に支払われる(歳入となる)ことから、歳出・歳入の両方に計上されています。

- ・運営経費(一般財源) : 保育園運営に係る経費のうち、その財源が特別区税(用途の限定されていない)等の歳入によるもの。
- ・施設整備経費(一般財源) : 保育施設整備に係る経費のうち、特別区税(用途の限定されていない)等の歳入によるもの。
- ・人件費 : 保育課事業のうち子供園、幼稚園関連を除く常勤、再任用、非常勤職員の人件費の合計。
- ・運営経費(特財) : 保育園運営に係る経費のうち、その財源が国や都からの補助金(用途が限定されている)等の歳入によるもの。
- ・施設整備経費(特財) : 保育施設整備に係る経費のうち、その財源が国や都からの補助金(用途が限定されている)等の歳入によるもの。
- ・保護者負担金 : 区立保育園と私立保育園に係る保育料の合計。
- ・保育定員数 : 認可保育所(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を含む)、東京都認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園預かり保育の保育定員数。
- ・園児一人あたり経費 : 保育園運営に当たり、園児一人当たりにかかる経費。

《参考2》民営化による区負担額の比較

【園児1人当たり差引行政コスト純額（千円／年）】



- 「園児1人当たりの差引行政コスト純額」は、保育園運営経費における区の負担額を示しています。従って、私立保育園の園児1人にかかる費用が少ないということを示しているものではありません。
- 定員100名規模の認可保育所の場合、区立保育園よりも私立保育園の方が区負担額は、年間当たり約96,000千円(区立2,120千円/年×100名－私立1,158千円/年×100名)少なくなります。

【平成29年度『杉並区個別外部監査報告書「保育事業」』第3章_1_(3)より】

2 民営化の取組経過

- 区がこれまでに実施してきた民営化の取組と、今後の実施予定は下表のとおりです。なお、令和7年度以降の民営化の取組については、保育需要や財政状況も踏まえて、令和4年度までに決定していきます。
- これまでの民営化対象園については、保育行政を取り巻く状況を踏まえて、施設の建替や大規模修繕に合わせる、比較的施設が新しい園をそのまま活用する等、個別に決定してきました。

【区立保育園の民営化等の取組】

民営化の年度	園名	民営化の手法
平成16年度	高井戸保育園	公設民営（指定管理者）化（※1）

<平成17年度「保育サービスのあり方検討部会」の報告に基づく取組（10園）>

平成18年度	高円寺北保育園	公設民営（指定管理者）化
	荻窪北保育園	公設民営（指定管理者）化
平成21年度	高円寺南保育園	公設民営（指定管理者）化
平成26年度	堀ノ内東保育園	公設民営（指定管理者）化
平成28年度	下高井戸保育園	公設民営（指定管理者）化
	西田保育園	・民設民営化（近隣私立認可保育所）（※2） ・令和元年度末までに段階的廃止予定
平成29年度	上高井戸保育園	平成25年度休園（7月～） ⇒平成29年度公設民営（指定管理者）化
	馬橋保育園	平成29年度委託⇒平成30年度民設民営化
平成30年度	上井草保育園	平成30年度委託（4月～）、民設民営化（7月～）
令和元年度	杉並保育園	民設民営化

<平成29年度「保育のあり方検討部会」の報告に基づく取組（6園）>

令和2年度	井荻保育園	民設民営化予定
	中瀬保育園	民設民営化予定

（以降は平成30年度に行革本部において決定した民営化年度・対象園（今後、計画化予定））

令和4年度	荻窪保育園	民設民営化予定
令和5年度	大宮保育園	民設民営化予定
	天沼保育園	民設民営化予定
令和6年度	永福北保育園	民設民営化予定

<指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換の取組>

民営化の年度	園名	民営化の手法
令和3年度	下高井戸保育園	民設民営化予定
令和4年度	高円寺南保育園	民設民営化予定
	荻窪北保育園	民設民営化予定
	高円寺北保育園	民設民営化予定
令和6年度	上高井戸保育園	民設民営化予定
令和7年度	高井戸保育園	民設民営化予定
	堀ノ内東保育園	民設民営化予定

※1：保育所の設置主体は区のまま、運営主体を民間事業者に転換するものです。

※2：保育所の設置（届出）及び運営主体とも民間事業者に転換するものです。

（本ガイドライン：19ページ「巻末資料4-①『区立（公設公営・公設民営（指定管理者））保育園と私立（民設民営）保育園の違い』」を参照。）

3 民営化後の主な変更点

No.	種別 項目	民営化前	民営化後
①	保育について	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化後も、これまでの区立保育園の保育を基本的に継承しながら保育を提供します。 ・民営化後も、民営化前の保育内容を継承し、保護者や子どもが安心して保育園に通い続けられるように、本庁保育課、対象園及び運営事業者は、協議の上、引継ぎ体制等を盛り込んだ引継ぎ計画を定めます。 	
②	保育目標 保育方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区立保育園保育実践方針」や対象園の保育目標・保育方針を尊重の上、決定します。 	
③	入園に関する 手続き及び利用 可否の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・区に保育施設利用申し込み、利用調整を経て入所内定者を決定します。 ・その後、園での健康診断及び面接を経て利用可否を決定します。 ・民営化後も手続の方法や、入園の要件及び利用調整方法、利用可否の決定についても変更はありません。 	
④	特別な配慮を 要する児童に 対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害があるなど特別な配慮の必要な児童に対する対応は、民営化後も同様です。民営化後も民営化前と同様の保育を提供します。 	
⑤	開所時間	【保育標準時間】 7時30分～18時30分 【保育短時間】 9時00分～17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在の区立保育園の開所時間・延長保育時間を引継ぎます。 ・民営化後の運営事業者の方針によっては、現在の開所時間・延長保育時間が拡大される可能性があります。
⑥	延長保育	【月ぎめ延長保育】 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：標準時間（11時間）認定かつ1か月に10日以上延長保育を必要とする満1歳以上の児童 ・時間：18時30分～19時30分 【延長スポット保育】 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：満1歳以上の児童 ・時間：(i)前延長（短時間認定のみ） 7時30分～9時00分 (ii)後延長（短時間認定のみ） 17時00分～18時30分 (iii)延長保育 18時30分～19時30分 	
⑦	保育料（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢、及び保育必要量に応じて金額を算定します。 ・口座振替又は納付書により区に納付していただきます。 ・民営化後も保育料の算定方法・納付方法に変更はありません。 	
⑧	延長保育料	【月ぎめ延長保育】 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢に応じて金額を算定（保育料とは別に費用負担） 【延長スポット保育】 <ul style="list-style-type: none"> ・1回につき500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育料は区立保育園の料金を参考に運営事業者が決定し、徴収する方式に変更となります。
⑨	行事	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在の区立保育園の行事を引継ぎます。 ・民営化後の運営において、新しい行事を取り入れる場合には、事前に、運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れていきます。 	
⑩	持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在の区立保育園の持ち物を引き継ぎます。 ・民営化後の運営において、変更する場合には、事前に運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れます。 	
⑪	地域社会との 関わり及び子育て 関係期間との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の小学校や地元町会等との交流などの地域社会との関わりは、民営化後も同様に続けていきます。 ・「地域社会との関わり」の具体例は以下のとおりです。 <div style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・また、民営化後も子ども発達センターや保健センター、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、障害児や要保護児童（虐待又は虐待の疑いがある家庭）への支援を引き続き行っていきます。 	

※ 3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児に対する保育料は無償。

4 民営化後の保育園の位置付け等

① 区立（公設公営・公設民営(指定管理者)）保育園と私立（民設民営）保育園の違い

- 区立保育園の民営化（民設民営化）は、保育所の設置及び運営主体ともに民間事業者に転換するものです。民間事業者が設置・運営する保育園として、東京都に届出 процедуруを行います（民間事業者が新たに東京都知事から認可を取得します）。

	区立(公設公営)	区立(公設民営 (指定管理者))	私立(民設民営)
保育所の設置（設置主体）※	区	区	民間事業者
運営主体		民間事業者	

② 土地及び建物の権利関係並びに施設及び設備の維持管理等（修繕等）

○ 土地及び建物の権利関係

主な類型	内容	所有権	
		土地	建物
区有地 活用型	<p>○運営事業者は、区有地を借り受ける。 借り受けた土地に園舎を整備する。</p>	区	民間 事業者
区有建物 活用型	<p>○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。</p>	区	区

○ 施設及び設備の維持管理

- 区有地活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等は、全て運営事業者の負担となります。
- 区有建物活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等の負担区分については、区と運営事業者の協議による賃貸借契約の結果、決定します。

※設置主体とは、児童福祉法第35条第3項（公設公営）・第4項（民設民営）に基づき、東京都知事の認可を得て保育所を設置するものを指します